

「福岡県文化芸術振興基本計画」（現行計画）について

1 計画策定の趣旨

「福岡県文化芸術振興条例」第 5 条に基づき、本県の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

2 計画の位置付け

- ・「文化芸術基本法」第 7 条の 2 に規定する「地方文化芸術推進基本計画」
- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第 8 条に規定する「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
- ・「福岡県文化芸術振興条例」第 5 条に規定する「基本計画」

3 計画期間

令和 3 年（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間

ただし、文化芸術に関する状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施

4 基本方針

（1）目指すべき姿

県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現

（2）4 つの施策の柱

福岡県文化芸術振興条例に基づき基本的施策を推進していくにあたって、4 つの柱を設定し、本県の文化芸術の振興に取り組む。

○柱 1 「文化芸術の振興」

- ① 芸術・芸能・生活文化等の振興
- ② 伝統芸能・伝統工芸等の継承・発展
- ③ 文化財等の保存・活用
- ④ 世界文化遺産等の継承

○柱 2 「文化芸術に親しむことができる環境づくり」

- ① 文化芸術に親しむ機会の充実
- ② 文化芸術を育む人づくり
- ③ 文化的・歴史的景観等の保全・活用

○柱 3 「障がいのある人の文化芸術活動の推進」

- ① 障がいのある人の文化芸術活動の促進
- ② 障がいのある人の創造活動を支える体制づくり

○柱 4 「文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信」

- ① 文化芸術を活用した地域活性化
- ② 文化芸術を通じた国際交流の推進
- ③ 文化芸術の魅力の発信

5 成果指標の現状について

施策の柱	指標	当初値 (年度)	目標値 (年度)	最新の数値 (年度)
1文化芸術の振興	自ら文化芸術活動を実践した 県民の割合	21.5% (R2調査)	30.0% (R7調査)	18.2% (R7調査)
	『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連 遺産群』の構成資産への来訪者 数	949,741人 (R1)	1,000,000人 (R7)	909,243人 (R6)
2文化芸術に親しむ ことができる 環境づくり	文化芸術を直接鑑賞した 県民の割合	64.5% (R2調査)	75.0% (R7調査)	50.1% (R7調査)
	ふくおか県民文化祭 (現ふくおか県芸術文化祭) 県主催事業の参加者数	81,181人 (R1)	100,000人 (R7)	83,216人 (R6)
3障がいのある人の 文化芸術活動 の推進	文化芸術活動を行った指定障が い福祉サービス事業所の割合	50.8% (R2調査)	60.0% (R7調査)	37.6% (R7調査)
	障がいのある人の文化芸術活動 に関する施策(相談体制・支援者 育成)への満足度	19.5% (R2調査)	40.0% (R7調査)	27.1% (R7調査)
4文化芸術を活用 した地域づくりと 魅力の発信	「アクロスおでかけナビ」への アクセス件数 (文化・イベント情報の提供)	110,097件 (R1)	120,000件 (R7)	61,570件 (R6)
	アクロス福岡「匠ギャラリー」 来場者数	86,156人 (R1)	150,000人 (R7)	265,937人 (R6)

【柱1：文化芸術の振興】【柱2：文化芸術に親しむことができる環境づくり】

- 「福岡県における文化芸術活動実態調査」結果に基づく「自ら文化芸術活動を実践した県民の割合」と「文化芸術を直接鑑賞した県民の割合」については減少している。
- 「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産への来訪者数」と「ふくおか県民文化祭(現ふくおか県芸術文化祭)県主催事業の参加者数」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、いったん数値が大きく減少したものの、その後は順調に進捗し、最新の数値は当初値に近くなっている。

【柱3：障がいのある人の文化芸術活動の推進】

- 「福岡県における文化芸術活動実態調査」結果に基づく「文化芸術活動を行った指定障がい福祉サービス事業所の割合」は減少し、「障がいのある人の文化芸術活動に関する施策(相談体制・支援者育成)への満足度」は増加している。

【柱4：文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信】

- 「「アクロスおでかけナビ」へのアクセス件数」は減少しており、「アクロス福岡「匠ギャラリー」来場者数」は現時点(令和6(2024)年度の数値)で目標値を達成している。